

公立大学法人山形県立保健医療大学教員の任期に関する規程

平成26年11月5日

規程 第 20 号

(趣旨)

第1条 この規程は、大学の教員等の任期に関する法律（平成9年法律第82号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学の教員（公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則（平成21年規則第2号）第2条第2項に規定する教員をいう。以下同じ。）の任期に関し、必要な事項を定める。

(任期を定める職等)

第2条 法第4条第1項第3号の規定に基づく任期を定めて任用する教員の職、職名及び任期は、別表のとおりとする。

(任用の同意)

第3条 任期を定めて任用する教員の任用に際しては、同意書（様式）により、任用される者の同意を得なければならない。

(公表)

第4条 この規程を制定し、又は改廃したときは、速やかに公表するものとする。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、任期を定めて任用する教員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月5日から施行する。

別表

対象となる職	職名	任期	再任に関する事項
教授 准教授 講師 助教 助手	特任教授 特任准教授 特任講師 特任助教 特任助手	特定のプロジェクト等の期間内で個別に定める。	当該プロジェクト等の期間が延長された場合、その延長された範囲内で再任できる。

様式

同意書

年 月 日

公立大学法人山形県立保健医療大学理事長 殿

氏名 ⑩

私は、公立大学法人山形県立保健医療大学教員の任期に関する規程に基づき、下記のとおり任期を
定めて任用されることに同意します。

記

年 月 日から 年 月 日まで